

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 12 月 2 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

厚生年金保険関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600294号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600160号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月15日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成22年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月15日

A社における複数の期間の賞与について標準賞与額の記録がなかったところ、請求期間以外の賞与については、年金事務所に提出した資料により、標準賞与額の記録が認められたが、請求期間の賞与については、当期に係る提出資料では、厚生年金保険料の控除を確認できないとして、年金事務所での記録訂正が行われなかった。

請求期間の賞与においても厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、当該期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の平成22年夏期賞与台帳及び同年7月分賞与に係る給料支払明細書、同僚から提出された賞与に係る給料支払明細書等から判断すると、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与台帳及び給料支払明細書により確認できる賞与支給額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に破産している上、破産時の事業主は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600295号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600161号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月15日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成22年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月15日

A社における複数の期間の賞与について標準賞与額の記録がなかったところ、請求期間以外の賞与については、年金事務所に提出した資料により、標準賞与額の記録が認められたが、請求期間の賞与については、当期に係る提出資料では、厚生年金保険料の控除を確認できないとして、年金事務所での記録訂正が行われなかった。

請求期間の賞与においても厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、当該期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の平成22年夏期賞与台帳及び同年7月分賞与に係る給料支払明細書、同僚から提出された賞与に係る給料支払明細書等から判断すると、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与台帳及び給料支払明細書により確認できる賞与支給額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に破産している上、破産時の事業主は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600296号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600162号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月15日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成22年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月15日

A社における複数の期間の賞与について標準賞与額の記録がなかったところ、請求期間以外の賞与については、年金事務所に提出した資料により、標準賞与額の記録が認められたが、請求期間の賞与については、当期に係る提出資料では、厚生年金保険料の控除を確認できないとして、年金事務所での記録訂正が行われなかった。

請求期間の賞与においても厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、当該期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の平成22年夏期賞与台帳、同僚から提出された賞与に係る給料支払明細書等から判断すると、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与台帳により確認できる賞与支給額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に破産している上、破産時の事業主は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600297号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600163号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月15日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成22年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月15日

A社における複数の期間の賞与について標準賞与額の記録がなかったところ、請求期間以外の賞与については、年金事務所に提出した資料により、標準賞与額の記録が認められたが、請求期間の賞与については、当期に係る提出資料では、厚生年金保険料の控除を確認できないとして、年金事務所での記録訂正が行われなかった。

請求期間の賞与においても厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、当該期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の平成22年夏期賞与台帳、同僚から提出された賞与に係る給料支払明細書等から判断すると、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与台帳により確認できる賞与支給額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に破産している上、破産時の事業主は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600298号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600164号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月15日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成22年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月15日

A社における複数の期間の賞与について標準賞与額の記録がなかったところ、請求期間以外の賞与については、年金事務所に提出した資料により、標準賞与額の記録が認められたが、請求期間の賞与については、当期に係る提出資料では、厚生年金保険料の控除を確認できないとして、年金事務所での記録訂正が行われなかった。

請求期間の賞与においても厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、当該期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の平成22年夏期賞与台帳及び同年7月分賞与に係る給料支払明細書等から判断すると、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与台帳及び給料支払明細書により確認できる賞与支給額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に破産している上、破産時の事業主は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600299号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1600165号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月15日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成22年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月15日

A社における複数の期間の賞与について標準賞与額の記録がなかったところ、請求期間以外の賞与については、年金事務所に提出した資料により、標準賞与額の記録が認められたが、請求期間の賞与については、当期に係る提出資料では、厚生年金保険料の控除を確認できないとして、年金事務所での記録訂正が行われなかった。

請求期間の賞与においても厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、当該期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の平成22年夏期賞与台帳、同僚から提出された賞与に係る給料支払明細書等から判断すると、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与台帳により確認できる賞与支給額から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に破産している上、破産時の事業主は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1600379号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1600005号

第1 結論

昭和37年9月22日から昭和41年7月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年9月22日から昭和41年7月1日まで

支給済期間 : ① 昭和37年9月22日から昭和38年12月26日まで
② 昭和40年3月2日から昭和41年7月1日まで

年金記録において、A社及びB社に勤務した期間が、脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金を請求したことも受け取ったことも覚えが無いので、当該受給したことになっている期間を年金給付に反映する厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、当該裁定請求書に記されている住所地は、本件に係る訂正請求書の添付書類において請求者が回答した脱退手当金が支給されたと記録されている日(昭和41年11月11日)当時の住所地と一致している上、当該裁定請求書に記されている請求者の姓「C」の「D」の文字について、請求者は「E」以外の文字は使用したことがない旨主張しているが、昭和40年2月17日現在と記された請求者の履歴書に記されている姓の文字も、当該裁定請求書と同じ「D」の文字であることを踏まえると、当該脱退手当金の裁定請求は、請求者の意思に基づき行われたものとするのが自然である。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿には、請求者の厚生年金保険被保険者台帳記号番号が、同社における請求者の被保険者資格喪失日(昭和41年7月1日)から約1か月半後の昭和41年8月19日に重複取消されたことが記録されており、当該重複取消日は、前述の脱退手当金裁定請求書において確認できる社会保険事務所(当時)の受付日と同じ日であるところ、当時の脱退手当金の支給に係る事務取扱において、脱退手当金支給対象期間に二つ以上の厚生年金保険被保険者台帳記号番号が付番されている場合には、当該記号番号の重複取消を行うこととされていたことを踏まえると、当該重複取消は、脱退手当金の請求に基づき行われたと考えられる。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿の請求者の欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りがないなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。